

## 京都営繕事務所災害対策部運営計画（抜粋）

### 第2編 地震災害対策編

（体制発令基準）

	注意体制	警戒体制	非常体制
体制 発令 基準	①管内で震度4の地震が発生した場合 ②対策部長が必要と判断した場合 ③対策本部長から指示があった場合	①管内で震度5弱又は5強の地震が発生した場合 ②対策部長が必要と判断した場合 ③対策本部長から指示があった場合	①管内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ②対策部長が必要と判断した場合 ③対策本部長から指示があった場合

### 第3編 津波災害対策・風水害対策編・その他災害対策編

（体制発令基準）

	注意体制	警戒体制	非常体制
体制 発令 基準	① 気象庁が管内の地域で津波注意報を発表した場合 ②気象庁が管内の地域で大雨注意報、洪水注意報等を発表した場合であって、対策部長が洪水氾濫等により、工事現場、官庁施設等に被害の発生が想定されると判断した場合。 ③台風により管内の地域が暴風域に入った場合又は入ることが想定されると判断した場合。 ④対策部長が必要と判断した場合。 ⑤対策本部長から指示があった場合。	①気象庁が管内の地域で津波警報（津波）を発表した場合 ②気象庁が管内の地域で暴風警報、大雨警報、洪水警報等を発表した場合であって、洪水氾濫等により、工事現場、官庁施設等に被害が発生した場合。 ③対策部長が必要と判断した場合。 ④対策本部長から指示があった場合	①気象庁が管内の地域で津波警報（大津波）を発表した場合 ②管内の地域で風水害による大規模災害が確認された場合 ③対策部長が必要と判断した場合。 ④対策本部長から指示があった場合。